

令和2年 第2回 筑紫野市議会臨時会（5月）

提出議案について

令和2年第2回筑紫野市議会臨時会（会期：5月7日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第1号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、個人住民税におけるひとり親に対する税制上の見直しによる申告書などの各種様式の改正、固定資産税に係る特例措置の新設等により本条例の引用している条文の項ずれの改正、及び元号を「令和」に改正するものです。</p>	
報告第2号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、特例措置の新設等により本条例の引用している条文の項ずれの改正、及び元号を「令和」に改正するものです。</p>	
報告第3号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、基礎課税額の限度額を63万円に、介護納付金課税額の限度額を17万円に改正し、3万円引き上げるものです。</p> <p>また、軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乗ずる金額を28万5千円に、2割軽減の対象となる世帯については52万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
報告第4号	専決処分の承認について（筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、介護保険法施行令の改正に伴う低所得者の介護保険料の更なる軽減のため、令和2年度の第1段階から第3段階の介護保険料を変更するものです。</p>	
報告第5号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めます。</p> <p>内容は、令和元年10月31日午後11時30分頃、市営大門高架下駐車場前車道において発生した道路事故により相手方の左手を打撲させ、この事故に伴う損害賠償額について7,081円で示談協議が整いましたので、本年4月22日付で専決処分を行ったものです。</p>	

報告第 6 号	令和元年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
<p>繰り越し事業は、防災事務事業や防火水槽整備事業等の 11 件です。</p> <p>本件は、地方自治法第 213 条の規定により、令和元年度中に事業が終了しないものについて議会の承認を受け、繰越明許費により翌年度へ予算を繰り越したことから、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。</p>	
議案第 35 号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、新型コロナウイルスに感染またはその疑いがある被保険者が休業しやすい環境を整備することを目的として、傷病手当金を支給する規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 36 号	令和 2 年度筑紫野市一般会計補正予算(第 1 号)について
<p>歳出予算の主な内容は、特別定額給付金支給事業として 105 億 9,483 万 2 千円、子育て世帯臨時特別給付金支給事業として 1 億 4,956 万 8 千円、中小企業緊急支援事業として 2 億 7,220 万円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、特別定額給付金給付事業費補助金 105 億円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 110 億 8,732 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 429 億 5,132 万 1 千円とするものです。</p>	
議案第 37 号	令和 2 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>歳出予算の主な内容は、傷病手当金 354 万円の増額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、特別調整交付金を同額、増額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 354 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 6,387 万 5 千円とするものです。</p>	